

# お知らせ

第 122 号

2017. 4. 1 発行

## 雇用保険料率が引下げになります

- ◆ 平成 29 年度の雇用保険料率を引き下げる法律案が成立し、保険料率は下記のとおりとなります。4 月分給与からの引き下げとなりますので、給与計算の際はご注意ください。

	雇用保険（被保険者負担）	
	一 般	農林水産・建設
現 行	4/1000	5/1000
改正後（平成 29 年 4 月分～）	3/1000	4/1000

### \* 雇用保険料の免除

4 月 1 日現在、満 64 歳以上（昭和 28 年 4 月 1 日以前に生まれた方）については、4 月分の給与から雇用保険料が免除になりますので、合わせてご確認ください。

## 健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。今年度も 6 月上旬から、協会けんぽによる「被扶養者資格の再確認」が行われる予定です。ちなみに昨年度の再確認の結果は下記のとおりです。

〈平成 28 年度の実施結果〉

被扶養者の削除人数： 7 万人（全国で）

削除による効果： 22.7 億円程度

削 除 理 由： 「就職したが削除する届出を提出していなかった」がほとんど  
(全国健康保険協会ホームページより)

適正に削除の手続きを行うことで協会けんぽから高齢者医療制度への負担額が減少し、ひいては保険料負担の軽減につながります。ご協力をよろしく申し上げます。

## 男性の育児休業について

- ◆ 急速に進む少子化によって、年金や医療などの社会保障制度が立ち行かなくなる危機的状況にあり、子どもたちを安心して生み育てるための環境を整えることが急務とされています。その環境整備の一環として男性労働者の育児休業取得率のアップが叫ばれています。国の目標では 2020 年の男性の育児休業取得率 13%とされていますが、厚生労働省の 2015 年度調査結果によると、男性の育児休業取得率は 2.65%で、目標にはほど遠い状況になっています。しかも取得日数 5 日未満が 56.9%を占めています。

別添「家事関連時間都道府県ランキング」にありますように、岩手県は男性の家事関連時間が全国第 2 位で、家庭的な男性が多い県であると言えます。多くの事業所様が「イクメン企業」を目指し男女の“仕事と育児の両立”をサポートすることで、県内の人材不足解消の一助にもなると思われます。なお、男性の育児休業取得者が出た場合には助成金の対象となることもありますので、詳しくは当事務所までご相談下さい。